



熊本県公報

目次

告 示

○公有水面埋立の要領	(港 湾 課)	一
○指定居宅サービス事業所の廃止	(高齢保健福祉課)	二
○家畜伝染病に係る届出	(畜 産 課)	二
○道路の区域変更	(道路維持課)	二
○道路の供用開始	(")	三
公 告		
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課)	三
○土地改良区役員の就任	(")	四
登 載 依 頼		
○宇城地域保健医療推進協議会の会議の開催	(宇城地域保健医療推進協議会)	四

告 示

熊本県告示第八百七十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算し三週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することが

できる。

平成十三年十一月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 出願者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県 代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子

二 埋立区域

1 位置

水俣市月の浦字月浜一六一の二地先並びに一五五の一、一五四の一、一四七の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先並びに一四七の一、一六の一、一五の一、一一四の一、六一の一、六一の六、五四の五六及びこれらの区域に介在する道路、水路地先公有水面

2 区域

次の地点のうち、の地点から の地点とを結んだ線、 の地点からパラメターA「七〇・〇〇メートル、R「八〇・〇五メートルのクロソイド曲線で の地点との地点を結ぶ北西側のクロソイド弧、 の地点から三〇〇度〇九分一二秒八〇・〇五メートル地点を円心とする半径八〇・〇五メートルの円周で の地点と の地点とを結ぶ東側の円弧、 の地点からパラメターA「七〇・〇〇メートル、R「八〇・〇五メートルのクロソイド曲線で の地点と の地点を結ぶ南東側のクロソイド弧、 の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点から の地点を結ぶ平成十三年の秋分の満潮位（DL+三・一メートル）における公有水面と陸地の境界線及び の地点と の地点を結ぶ平成六年十二月二日付け熊本県指令第六号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL+三・四五メートルより決定）により囲まれた区域

の地点	江添四等三角点（北緯三度一分四〇秒〇四二、東経一三〇度一三三五七秒〇六九。以下、「基点」という。）から二四五度四三分〇〇秒一、七八八・五〇メートルの地点
の地点	の地点から四四度一二分三六秒五三・五八メートルの地点
の地点	の地点から三八度二五分二〇秒四六・〇四メートルの地点
の地点	の地点から五度五六分三三秒七二・二三メートルの地点
の地点	の地点から三三三度二八分五六秒四六・〇四メートルの地点
の地点	の地点から三二七度四七分五二秒二〇・三二メートルの地点
の地点	の地点から五八度二九分四四秒一六・八七メートルの地点
の地点	の地点から一八三度五九分二〇秒二八四・一九メートルの地点

3 面積

一万七千九百九十三・〇八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

水俣市月の浦字月浜一六一の二、一五五の一、一五四の一、一四七の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地内並びに一四七の一、一一六の一、一一五の一、一一四の一、六一の一、六一の六、五四の五六、五四の四一、五四の四〇及びこれらの区域に介在する道路、水路地内及び地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた

区域

- ①の地点 基点から二四三度五八分〇秒一、八二三・〇〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三五六度〇二分三七秒五八・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三一二度五四分五五秒二五・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一度〇二分〇六秒二一・〇〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から八五度三七分四〇秒八〇・〇〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一五二度〇〇分四三秒一七〇・〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一九二度三三分〇秒七〇・〇〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一五三度三九分五〇秒三一・六〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二〇九度五五分五秒一〇五・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二四四度〇九分三秒五七・〇〇メートルの地点

3 面積

四万九千四百三十六・九七平方メートル

四 埋立地の用途

道路 三千九十二・〇〇平方メートル

護岸敷 九百七・七八平方メートル

緑地 六千七百九十三・三〇平方メートル

五 出願年月日

平成十三年十月十九日

六 関係書類の縦覧場所

熊本県土木部港湾課、芦北地域振興局及び水俣市役所

熊本県告示第八百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成十三年十一月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
大浦病院 熊本市水前寺四丁目五十二番四十八号	小山敬子	平成十三年七月三十一日

【訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
大浦病院 熊本市水前寺四丁目五十二番四十八号	小山敬子	平成十三年七月三十一日

【居宅療養管理指導】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
大浦病院 熊本市水前寺四丁目五十二番四十八号	小山敬子	平成十三年七月三十一日

熊本県告示第八百七十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、公示する。

平成十三年十一月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

病名	区分	発生日	発生場所	発生頭数	適用
ヨークネ病	患畜	平成十三年十一月七日	阿蘇郡産山村	一戸二頭	乳用牛

熊本県告示第八百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十一月十九日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

主要地方道		一般国道		道路の種類		道路の種類	
熊本市上通町		同所		路線名		路線名及び区域変更する区間等	
熊本市上通町		同所		阿蘇郡蘇陽町大字柏字八久保		区域変更する区間	
一二番地先から		六五五番一〇地先まで		六九六番五地先から		六五五番一〇地先まで	
一四番地先まで		字越戸		六五五番一〇地先まで		六五五番一〇地先まで	
後		前		後		前	
三九・五		三六・〇		三一・〇		三三・〇	
三六・〇		三五・〇		五〇・八		幅員	
六三・八		三八・六		三八・六		延長	
交安施		処 分		廃 道		備考	

二 区域変更する期日 平成十三年十一月十九日

熊本県告示第八百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十一月十九日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市上通町 一二番地先から 一四番地先まで	六三・八	交安施

二 供用開始する期日 平成十三年十一月十九日

公 告

熊本県公告第七百七十九号

阿蘇郡久木野村久木野村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成十三年十一月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

役職名	氏名	住 所
退任	理事 興呂木 静男	阿蘇郡久木野村大字久石一〇六〇番地
	田 所 豊	阿蘇郡久木野村大字久石一五二番地
	長 崎 幸 徳	阿蘇郡久木野村大字久石二七六番地
	工 藤 俊 徳	阿蘇郡久木野村大字久石二五九〇番地
	渡 辺 直 己	阿蘇郡久木野村大字河陰六一番地の四
	笠 野 新 喜	阿蘇郡久木野村大字河陰一一四八番地
	今 村 今 夫	阿蘇郡久木野村大字河陰四九二四番地の一
	今 村 六 王	阿蘇郡久木野村大字河陰四一七四番地
	野 田 眞 雄	阿蘇郡久木野村大字河陰三三七番地
	古 澤 千 義	阿蘇郡久木野村大字久石三六四一番地の二
	清 田 泰 之	阿蘇郡久木野村大字河陰一五一四番地
	古 澤 博 幸	阿蘇郡久木野村大字河陰三七〇三番地の一

就 任

役職名	氏 名	住 所
理事	興呂木 静男	阿蘇郡久木野村大字久石一〇六〇番地
"	田 所 豊	阿蘇郡久木野村大字久石一五二二番地
"	松 本 謙 司	阿蘇郡久木野村大字久石三五九三番地の二
"	古 澤 俊 一	阿蘇郡久木野村大字久石二八五九番地
"	脇 坂 春 喜	阿蘇郡久木野村大字河陰一六七番地
"	清 田 泰 之	阿蘇郡久木野村大字河陰一五一四番地
"	今 村 勇 一	阿蘇郡久木野村大字河陰四四六〇番地
"	今 村 六 王	阿蘇郡久木野村大字河陰四一七四番地
"	野 田 眞 雄	阿蘇郡久木野村大字河陰三三三七番地
監 事	市 原 光 一	阿蘇郡久木野村大字久石二四六三番地の二
"	浅 尾 大 蔵	阿蘇郡久木野村大字河陰八〇二番地の一
"	古 澤 博 幸	阿蘇郡久木野村大字河陰三七〇三番地の一

熊本県公告第七百八十号

菊池郡西合志町西合志町土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があつた。

平成十三年十一月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

就 任

役職名	氏 名	住 所
理事	坂 本 一 幸	菊池郡西合志町大字合生三〇五七番地

登 載 依 頼

宇城地域保健医療推進協議会公告第三号

平成十三年度第二回宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成十三年十一月十九日

宇城地域保健医療推進協議会 迫 田 芳 生

一 開催日時

発行所 熊本県
平成十三年十一月十九日印刷
平成十三年十一月十九日発行

平成十三年十一月二十二日（木） 午後二時から午後四時まで

二 場所

松橋ホワイトパレス（下益城郡松橋町一三三〇一）

三 議題

1 病床整備部会の報告について

2 健康危機管理の推進について

3 児童虐待防止・DV防止ネットワークについて

4 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

下益城郡松橋町久具四〇〇一

宇城地域保健医療推進協議会事務局（熊本県宇城保健所総務企画課）

（電話〇九六四―三二二―一四七）

印刷所

熊本市国府四丁目一〇一
株式会社 秀巧社 八
電話（代）〇九六―二八六―三三二